

赤磐市

第三期 障 害 者 計 画
第五期 障 害 福 祉 計 画
第一期 障 害 児 福 祉 計 画

2018(平成 30)年3月

岡山県 赤磐市

ごあいさつ



本市では、市政運営の基本的な指針である「赤磐市総合計画」の分野別計画として、障害者基本法の規定に基づく「第三期障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第五期障害福祉計画」及び「第一期障害児福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図るための基本計画です。

さて、本市では相談支援充実の柱として「子ども・障がい者相談支援センター」を昨年4月に市役所内に開設しました。このセンターは、「子育て世代包括支援センター」と「障害者基幹相談支援センター」を統合した、全国的にも珍しい相談窓口で、委託先の職員を含め専門職員を増員し、相談機能を強化したところです。このように、相談支援の充実を柱に、特徴のある独自の施策を展開してまいりたいと考えております。

また、この計画の実現のためには、自立支援協議会「ピーチネットあかいわ」をはじめとする地道な市民活動が、赤磐市を変えていく原動力と考えております。皆様としっかり対話し、関係機関と連携をとり、赤磐市の実情に応じた施策展開ができるよう努力することをお約束いたします。

すべての市民が夢を持つことができるよう、市民と行政が力を合わせ「ひと」を中心としたまちづくりに力を注いでまいります。皆様のお力を、お貸しくださいますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました、「赤磐市障害福祉計画策定委員会」の委員の皆様方をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提言を賜りました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

赤磐市長 友實 武則

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 障害者を取り巻く状況	9
1. 人口等の状況	9
2. 障害者の状況	10
3. 就学等の状況	14
4. 雇用・就労の状況	17
5. アンケート調査結果のまとめ	19
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	23
第4章 障害者計画の展開	27
1. 生活支援の充実	27
2. 教育・療育の充実	31
3. 雇用・就労の促進	34
4. 保健・医療の充実	36
5. 生活環境の整備	38
6. 安全・安心の確保	41
7. 地域での支え合いの推進	44
第5章 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の推進	49
1. 第四期計画の実績評価	49
2. 2020（平成32）年度の成果目標	53
3. 障害福祉サービスの見込量	57
4. 地域生活支援事業の見込量	63



第6章 計画の推進と評価	69
1. 計画の推進体制	69
2. 計画の点検・評価.....	70
資料編	73
1. 赤磐市障害福祉計画策定委員会規則	73
2. 赤磐市障害福祉計画策定委員会委員名簿	74



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

赤磐市は、2011（平成23）年度に「第二期赤磐市障害者計画・第三期障害福祉計画」、2014（平成26）年度に「第四期赤磐市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

その間、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正されました。このため、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図るとともに、高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保および向上を図るための環境整備が進められています。

このような法改正の動向を踏まえながら、障害の有無にかかわらずすべての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、「第三期赤磐市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」を策定することとしました。

【障害者総合支援法とは】

- ・ 障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、支援が障害者の社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを基本理念として掲げるとともに、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が追加されました。（2012（平成24）年6月成立、2014（平成26）年4月完全施行）
- ・ 障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会の報告書をもとに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立しました。（2016（平成28）年5月成立、2018（平成30）年4月完全施行）
- ・ 今回の障害者総合支援法の改正は、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱としています。

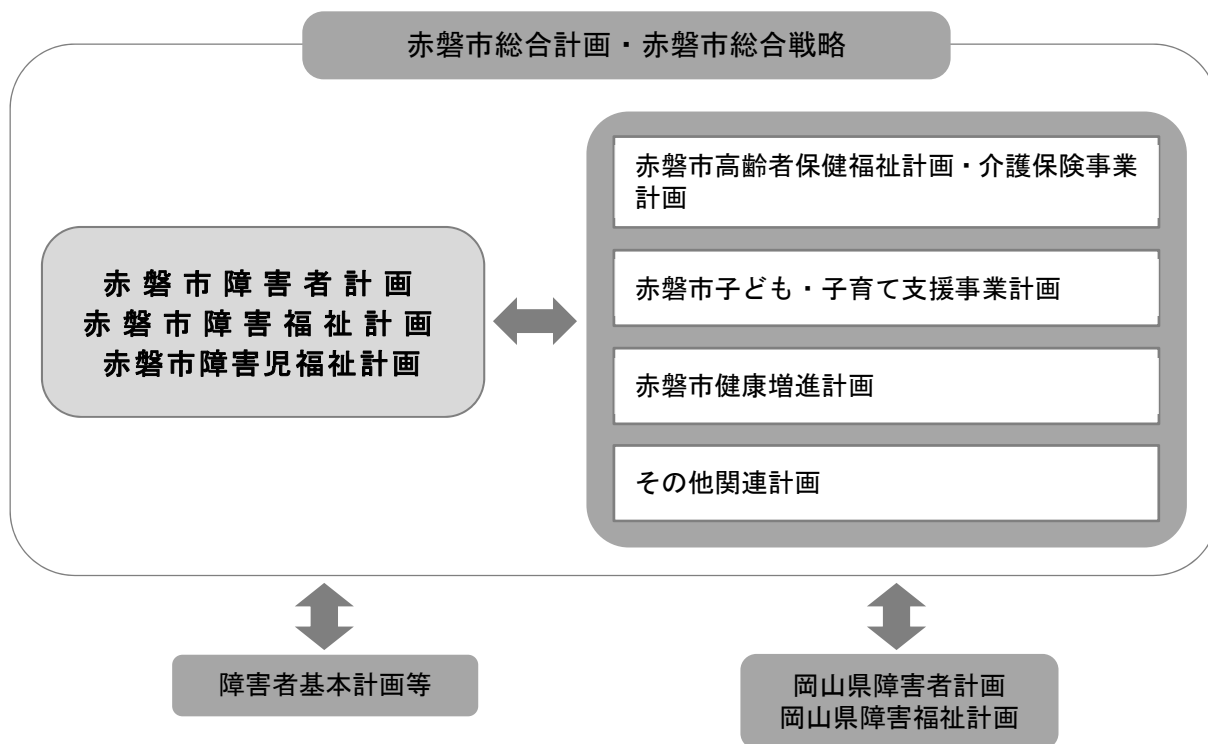
2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ

障害者計画は、障害者基本法の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条および児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害福祉計画・障害児福祉計画として策定するものです。

(2) 市の計画における位置づけ

この計画は、市政運営の基本的な指針である「赤磐市総合計画」の分野別計画として位置付けられます。また、他の関連する分野別計画との整合性を保つものとします。



3. 計画の期間

「第三期障害者計画」は赤磐市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、計画期間は、第二期計画同様に6年間の計画とします。また、「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」については、国が定める基本指針に基づき3年間の計画とします。

なお、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	2022 (H34) 年度	2023 (H35) 年度
障害者 計画	第三期障害者計画					
障害福祉 計画	第五期障害福祉計画			第六期障害福祉計画		
障害児 福祉計画	第一期障害児福祉計画			第二期障害児福祉計画		

4. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政関係者、保健医療関係者、障害者団体関係者、福祉関係者、学識経験者、市民などからなる「赤磐市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置し、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて取りまとめました。

(2) 障害者（児）実態調査の実施

計画の策定にあたり、障害者（児）の実態やニーズなどを把握し計画策定の基礎資料とするために、市内に現住所のある障害者（児）を対象にアンケート調査を実施しました。

調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	2017（平成29）年7月1日現在、赤磐市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人【無作為抽出】
調査方法	郵送法（郵送配布、郵送回収）
調査時期	2017（平成29）年8月1日～8月14日
調査件数	900件（有効回答数452件 有効回収率50.2%）

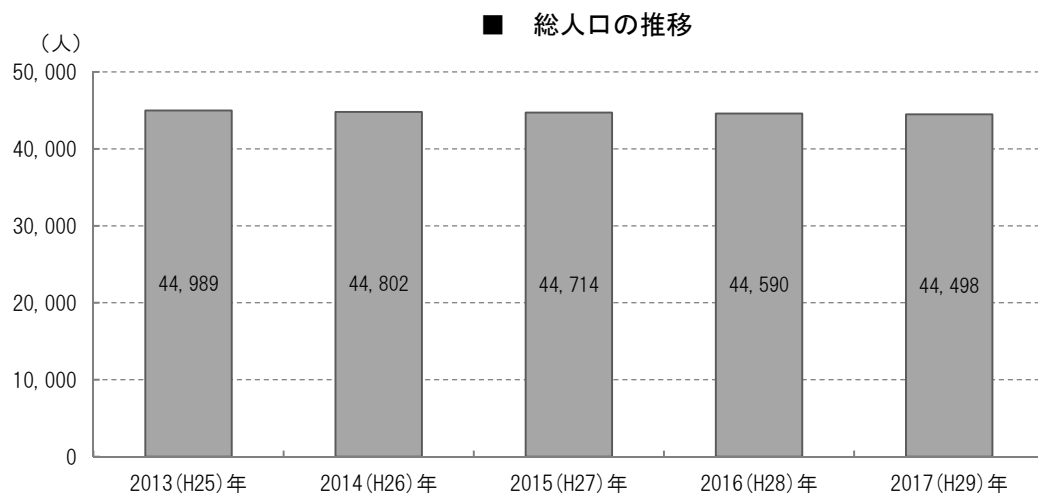


第2章 障害者を取り巻く状況

第2章 障害者を取り巻く状況

1. 人口等の状況

住民基本台帳から本市の人口推移をみると、総人口は2013（平成25）年以降やや減少傾向で推移しています。



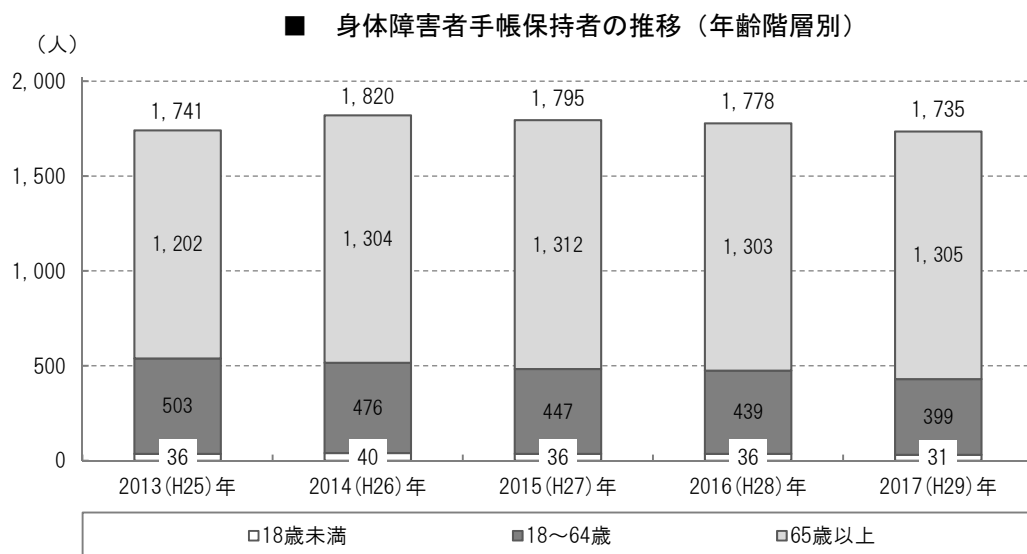
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況（年齢階層別）

本市の身体障害者手帳所持者は、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在 1,735 人で、2014（平成 26）年以降、やや減少しています。

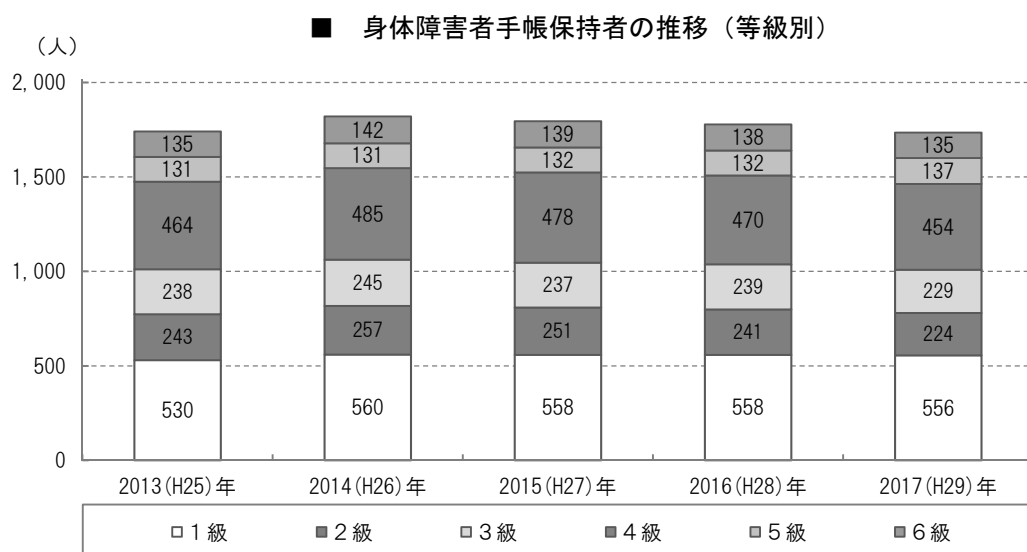
年齢階層別にみると、「65 歳以上」の高齢者が最も多く、2017（平成 29）年は 1,305 人で全体の 75.2%を占めています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況（等級別）

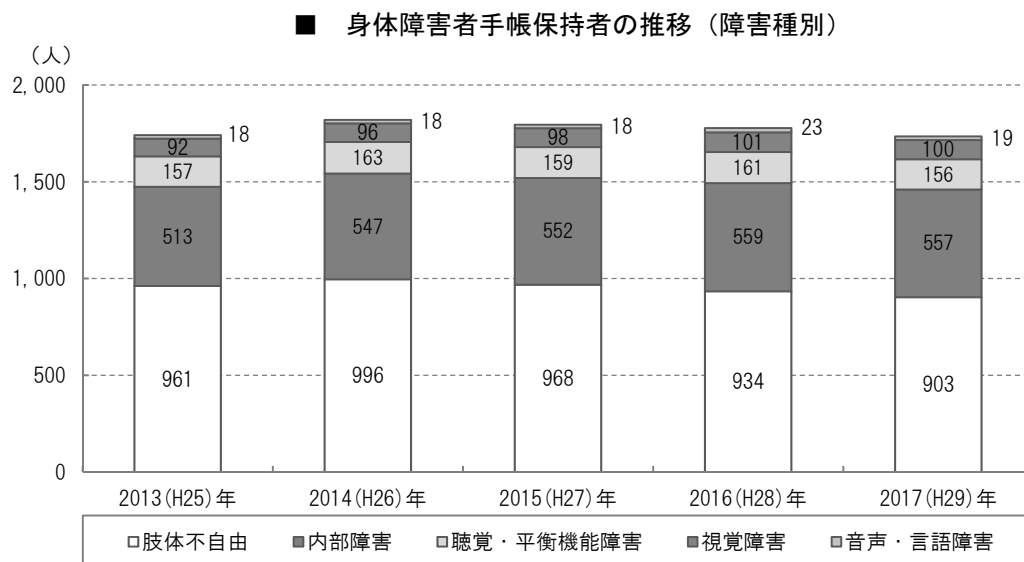
身体障害者手帳所持者を等級別にみると、最も重度な「1 級」が最も多く、2017（平成 29）年は 556 人で 32.0%を占めています。また、「1 級」「2 級」「3 級」を合わせた重度障害者は、2017（平成 29）年は 1,009 人で全体の 58.2%を占めています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況（障害種別）

障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、2017（平成29）年は903人で全体の52.0%を占めています。また、「内部障害」は2013（平成25）年から44人増加しています。

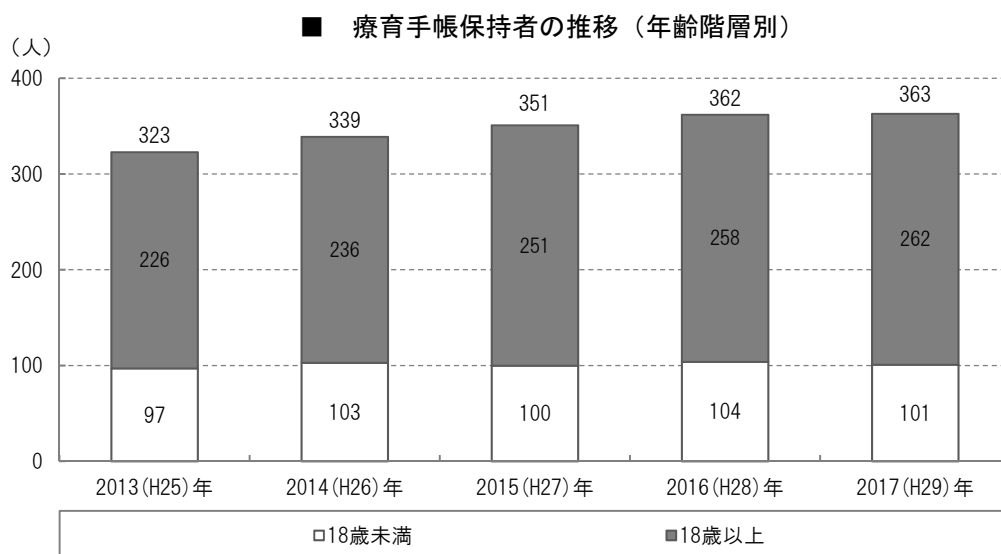


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(4) 療育手帳所持者の状況（年齢階層別）

療育手帳所持者は、2017（平成29）年3月31日現在363人で、2013（平成25）年以降、やや増加しています。

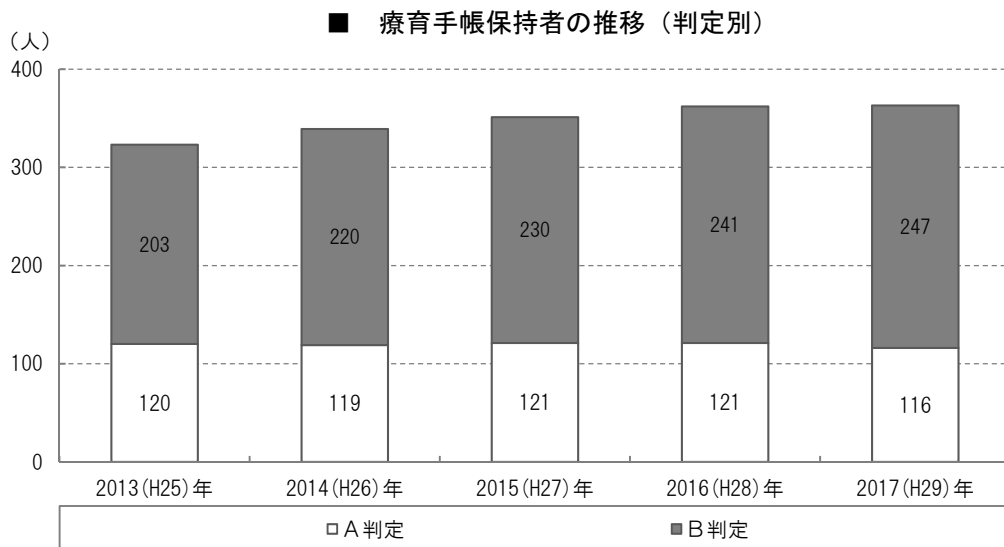
年齢階層別にみると、2017（平成29）年は18歳以上が262人で全体の72.2%を占めています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(5) 療育手帳所持者数の状況（判定別）

療育手帳所持者を判定別にみると、「B」判定が多く、2017（平成 29）年は 247 人で全体の 68.0%を占めています。また、2013（平成 25）年以降、44 人（21.7%）増加しています。

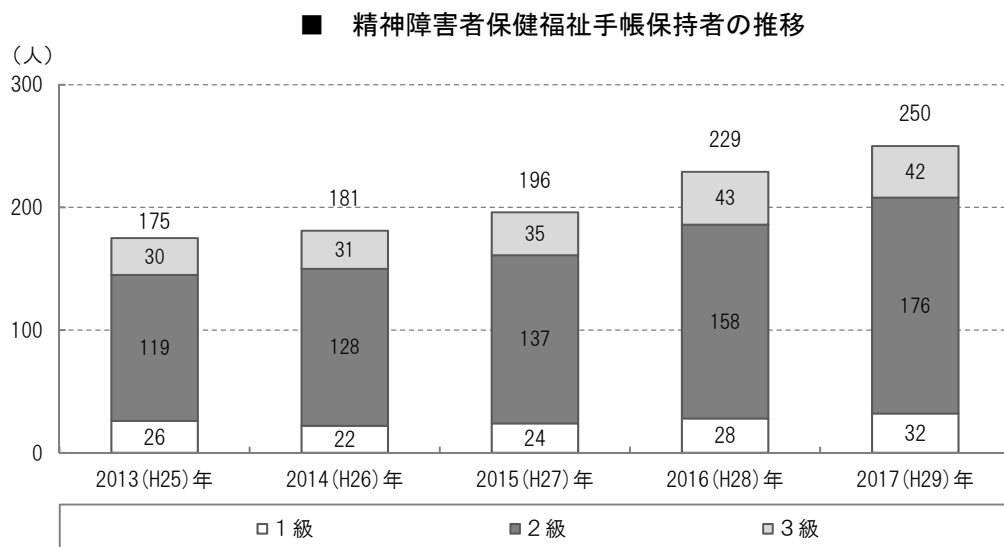


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2017（平成 29）年3月 31 日現在 250 人です。2013（平成 25）年以降、毎年増加しており、2013（平成 25）年に比べて2017（平成 29）年は 42.9%増加しています。

等級別にみると、「2級」が最も多く、2017（平成 29）年は 176 人で全体の 70.4%を占めています。

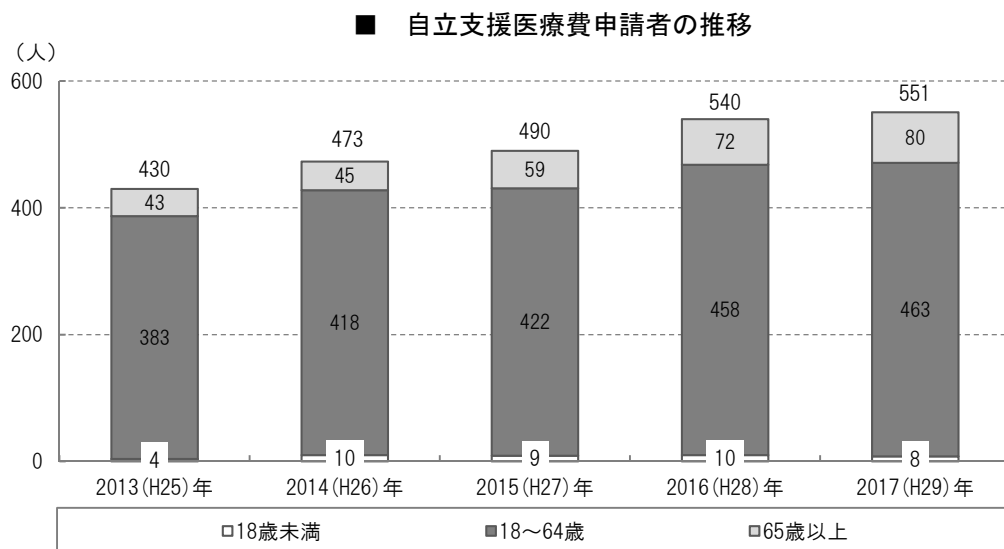


資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(7) 精神障害者、自立支援医療費申請者の状況

自立支援医療費の申請者数は、2017(平成29)年3月31日現在551人で、2013(平成25)年以降、増加しています。

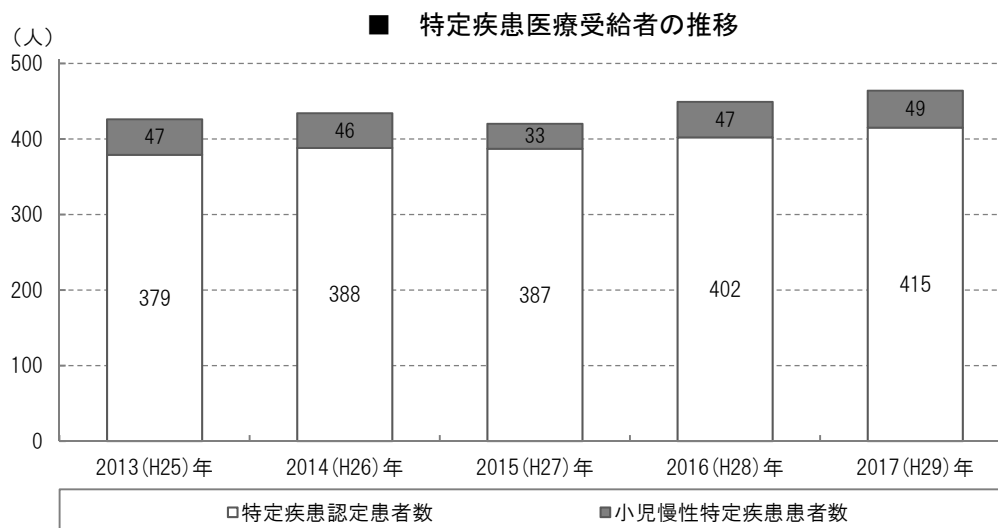
年齢階層別にみると、「18～64歳」が大半を占めています。



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(8) 特定疾患認定患者数等の状況

2017(平成29)年3月31日現在、特定疾患認定患者数は415人、小児慢性特定疾患患者数は49人で、特定疾患認定患者数は増加傾向にあります。



資料：備前保健所東備支所（各年3月31日現在）

3. 就学等の状況

(1) 保育所・認定こども園等の状況

2017（平成29）年5月1日現在、保育所・認定こども園における障害児の在籍状況は、70人となっています。

■ 保育所・認定こども園の障害児在籍状況

単位：人

		2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
保育所	在籍児数	1,189	1,250	1,268	1,336	1,274
	障害児数	25	43	50	66	69
	加配保育士数	8	9	12	12	14
認定 こども園	在籍児数					71
	障害児数					1
	加配保育士数					1

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

■ 児童発達支援の利用状況

単位：人

	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
利用児数	15	33	42	60	81

資料：社会福祉課（各年5月1日現在）

(2) 特別支援学級等の状況

2017（平成 29）5月1日現在、市内の特別支援学級の設置状況は、小学校9校27学級、中学校5校14学級となっています。

児童・生徒の在籍状況は、小学校の児童数は150人、中学校の生徒数は57人となっており、2013（平成 25）年以降、小学校の児童数が増加しています。また、通級指導に通う児童数も増加しています。

■ 特別支援学級の設置状況

単位：人

		2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
小学校	児童数	2,493	2,480	2,421	2,368	2,410
	学校数	12	12	12	12	12
	設置校数	8	9	9	9	9
	学級数	21	22	22	22	27
	特別支援学級 児童数（率）	108 (4.3%)	108 (4.4%)	108 (4.5%)	125 (5.3%)	150 (6.2%)
中学校	生徒数	1,236	1,194	1,248	1,245	1,237
	学校数	5	5	5	5	5
	設置校数	5	5	5	5	5
	学級数	11	13	13	11	14
	特別支援学級 生徒数（率）	55 (4.4%)	61 (5.1%)	61 (4.9%)	54 (4.3%)	57 (4.6%)

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 特別支援学級の在籍状況

単位：人

			2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
知的障害	小学校	学級数	8	8	8	8	9
		児童数	34	34	34	41	45
	中学校	学級数	5	7	7	5	6
		生徒数	27	32	32	21	18
自閉症・ 情緒障害	小学校	学級数	13	14	14	14	18
		児童数	74	74	74	84	105
	中学校	学級数	6	6	6	6	8
		生徒数	28	29	29	33	39

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 通級指導の状況

単位：人

	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
児童数	63	69	76	77	81

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■ 特別支援学校の状況

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
児童生徒数	21	9	43	73

資料：学校教育課（2017（平成29）年5月1日現在）

■ 放課後等デイサービスの利用状況

単位：人

	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年	2017 (H29) 年
児童生徒数	24	30	47	62	89

資料：社会福祉課（各年5月1日現在）

4. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況

障害者の法定雇用率は、2013（平成25）年4月1日から引き上げられました。

2017（平成29）6月1日現在、企業の実雇用率は赤磐市内の企業では2.15%、岡山県内では2.52%であり、いずれも法定雇用率2.0%を上回っています。

■ 民間企業における雇用状況（赤磐市内）

企業規模 従業員数 (人)	企業数	法定常用 労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
50～	20	3053.5	65.5	2.15	55.0

資料：岡山労働局（2017（平成29）年6月1日現在）

■ 民間企業における雇用状況（岡山県内）

企業規模 従業員数 (人)	企業数	法定常用 労働者数 (人)	障害者の数※ (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
50～	636	43,882.5	1,359.5	3.10	52.0
100～299	524	79,995.0	2,527.0	3.16	61.5
300～499	97	34,180.5	599.0	1.75	48.5
500～999	56	36,050.5	798.5	2.21	55.4
1,000以上	35	93,639.5	1,980.0	2.11	57.1
合計	1,348	287,748.0	7,264.0	2.52	55.7

※「障害者の数」の内訳

単位：人

企業規模 従業員数 (人)	障害者の数				合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
	重度障害者 (常用)【A】	重度障害者 (常用)である 短時間労働者 【B】	重度障害者 (常用)以外の 障害者【C】	重度障害者 (常用)以外の 短時間労働者 【D】	
50～	272	150	470	391	1,359.5
100～299	524	104	1,101	548	2,527.0
300～499	142	18	280	34	599.0
500～999	192	19	375	41	798.5
1,000以上	399	74	955	306	1,980.0
合計	1,529	365	3,181	1,320	7,264.0

資料：岡山労働局（2017（平成29）年6月1日現在）

(2) 和気公共職業安定所管内の求職状況

赤磐市を含む和気公共職業安定所管内の求職状況は、下記のとおりです。

■ 管内の求職状況

単位：人

	第1種登録者 (身体障害者)	第2種登録者 (知的・精神障害者)	合計
有効求職者数	42	61	103
就職中の者	141	249	390
保留中の者	2	15	17

資料：和気公共職業安定所（2017（平成29）年7月31日現在）

(3) 行政における雇用状況

行政機関の障害者の雇用状況をみると、赤磐市、赤磐市教育委員会および岡山県、岡山県教育委員会の実雇用率は、下記のとおりとなっています。

■ 行政における雇用状況（赤磐市内）

法定雇用率2.3%が 適用される機関	算定基礎 職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率 （%）	不足数※ （人）
赤磐市	366.0	10.0	2.73	0.0
赤磐市教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0

資料：岡山労働局（2017（平成29）年6月1日現在）

■ 行政における雇用状況（岡山県内）

法定雇用率2.3%が 適用される機関	算定基礎 職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率 （%）	不足数※ （人）
岡山県（知事部局）	3,903.5	103.0	2.64	0.0

法定雇用率2.2%が 適用される機関	算定基礎 職員数（人）	障害者の数 （人）	実雇用率 （%）	不足数※ （人）
岡山県教育委員会	10,351.0	239.0	2.31	0.0

資料：岡山労働局（2017（平成29）年6月1日現在）

※「不足数」とは、算定基礎職員数に法定雇用率を乗じて得た数字（1未満は端数切り捨て）から障害者数を減じて得た数であり、これがゼロとなることをもって法定雇用率達成となります。

このため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数がゼロとなることがあり、この場合法定雇用率達成となります。

5. アンケート調査結果のまとめ

分析1 家族の介助負担が軽減できる施策等の充実

障害者の介助は、「父母・祖父母・兄弟」が41.2%、「配偶者(夫または妻)」が30.6%と、ほとんどが家族で行い、「ホームヘルパーや施設の職員」が16.7%、「その他の人(ボランティア等)」は6.9%となっています。主な介助者は70歳以上が33.4%を占め、60歳代が30.6%と介助者の高齢化の進行がうかがえます。

また、心配ごとを相談している相手は、ほとんどの人が「家族や親せき」と答えていることから、「家族」が身近な支援者となっている様子が見えます。

一方、18歳未満の障害児が現在困っていることや将来に対する不安、悩みについて、「親の病気、その他で一時的に本人をみるできないこと」「経済上の問題」(各31.8%)となっており、家族の支援への依存度が高いことがうかがえます。

以上のことから、家族の介助負担を軽減できる施策および気軽に相談できる体制づくりを検討するとともに、グループホームの整備など「親亡き後」への準備を支援する取組を進めることが必要となります。

分析2 障害者が働きやすい雇用環境づくり

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」人の勤務形態を見ると、「正職員や他の職員と勤務条件等に違いはない」は32.0%、「正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある」福祉的就労は2.7%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」は30.7%となっています。仕事上の悩みや困ることは、「収入が少ない」(56.0%)が最も多く、次いで「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(20.0%)となっています。

また、就労支援として必要なことでは「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(38.1%)、「通勤手段の確保」(27.2%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(25.2%)などとなっています。

以上のことから、障害者一人ひとりに適した勤務形態・内容に配慮のある働きやすい環境、そして収入面でも生活の一端を担うことができるような、就労環境づくりを企業へ働きかけるとともに、就労支援および就労継続支援の充実が求められます。

分析3 未成年者への支援体制の整備

現在の困りごとや将来に対する不安・悩みでは、経済的な自立のための就職、それに必要となる教育や学習、または親亡き後のこと、この3つが4~6割と突出しています。

障害のある人が地域で生活するためには、福祉・保育・教育・介護が連携した総合的な支援が求められます。そのためにも、相談支援専門員が中心となり、地域住民・民生児童委員などの人的資源、NPO法人・社会福祉法人・社会福祉協議会などの組織、行政などとのさらなるネットワークの構築に取り組む必要があります。

分析4 障害福祉サービスを活用した障害者への外出支援

障害者の外出目的は、買い物や医療機関への受診が6～7割、通勤・通学・通所が約3割と多く、その頻度も「毎日外出する」が3割を超えています。

外出時に困ることでは、「公共交通機関が少ない（ない）」（25.0%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（19.5%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（14.6%）が上位になっています。

以上のことから、主な介助者に気づかうことなく必要なときに気軽に外出できるような環境に向けて公共交通施策の充実、利用促進策が必要です。

また、障害者の社会参加を促進するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、状況に応じて、医療的ケアが必要な人に対する医療機関（医療従事者）との連携、介護保険サービスを利用する人に対する介護保険制度（介護支援専門員）との連携も必要です。

分析5 意思決定支援、成年後見制度などの周知徹底

障害のことや福祉サービスなどに関する情報源は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（38.1%）、「行政機関の広報紙（「広報あかいわ」など）」（36.5%）、「家族や親せき、友人・知人」（32.1%）となっており、メディアや公的機関から情報を得ている人が多い状況です。

また、権利擁護のための制度・法律において、「名前も内容も知っている」と回答した人は、「成年後見制度」では25.2%、「障害者差別解消法」では7.3%、「障害者虐待防止法」では15.0%という状況です。

以上のことから、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、相談支援事業や成年後見制度などの支援制度を周知し、差別等で被害を受けたり、判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう取り組む必要があります。また、相談支援については内容次第で他の関係機関にも及ぶため、自立支援協議会を活用し、事例から必要な支援策を講じることや関係機関同士の横の連携なども求められます。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

前計画に引き続き、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図ります。

障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会づくり

2. 基本目標

本計画は、次の4つを基本目標として、施策の展開を図っていきます。

(1) 福祉サービスの充実

障害のある人が地域で暮らし続けるには、地域生活を支える福祉サービスが重要なものとなります。そのため、障害者の日中活動の場の確保や移動支援・コミュニケーション支援の拡充、身近に医療が受けられる体制づくりなど、特にニーズの高いサービスの充実に取り組みます。

また、当事者のみならず介護家族へのケアも重要となることから、身近な相談体制を充実させます。さらに、親亡き後の生活の場としてグループホームなどの居住系サービスについても、中長期的な視点から基盤整備を図っていきます。

(2) 障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要なものとなります。そのため、ハローワーク等関連機関やサービス提供事業所と連携し、就労移行を含めた総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充に取り組んでいきます。

また、一般就労が難しい障害者への対策として、福祉的就労の場の確保や大切な収入源である工賃アップについてもサービス提供事業所における取組を支援します。

（３）生活環境の整備充実

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送りつつ、社会参加しやすい環境となるよう、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。

また、近年災害に対する備えについては、障害者だけでなく市民全体の関心が高まっていることから、要配慮者支援対策の充実や当事者への周知徹底に取り組みます。

また、防災面のみならず、防犯面や交通安全面についても地域ぐるみによる日常的な声かけ・見守り体制を構築するなど、障害者が安心して暮らせる地域づくり・生活環境づくりを進めていきます。

（４）共生社会の実現に向けた環境づくり

障害の有無に関わらず共に暮らす共生社会を実現していくには、その前提条件としてお互いを尊重する社会を構築していく必要があります。そのため、市民への広報啓発をはじめ、障害のある人を身近に捉えることができるよう、交流機会を充実させるとともに、外出時のコミュニケーション支援や移動支援など障害者の社会参加を促進するための支援を推進します。

また、障害特性に応じた自立生活を地域で行えるよう、障害受容への支援も含めた障害の早期発見・早期対応への体制づくりに取り組みます。そのため、乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすための一貫した支援・教育を、また、一人ひとりの障害特性やニーズに応じて実施できるよう環境整備に努め、障害の有無に関わらず共に地域社会の一員として暮らせるよう、基盤づくりを進めます。



第4章 障害者計画の展開



第4章 障害者計画の展開

1. 生活支援の充実

障害のある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。そのためには、介護給付、訓練等給付などの自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めることが重要です。

また、アンケートの結果をみると、相談体制に関する希望として、「どんな時にどこに相談したらよいか分かるようにしてほしい」が身体・知的・精神の三障害ともに最も多く、今後も引き続き相談支援体制の情報提供と充実に努める必要があります。

さらに、障害福祉サービスや障害者に係わる事業・制度は多岐にわたることから、これらの情報を個々の障害者に応じた形でわかりやすく提供していくことが重要であり、特に視覚障害者や聴覚障害者への情報提供については、障害に応じた方法での提供に努める必要があります。

(1) 障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法の制度のもとで、障害福祉サービスの必要量を確保するとともに、障害特性や障害の程度に応じた障害福祉サービスの充実に努めます。

① 訪問系サービスの充実

障害の状態やニーズに応じて、障害者の自己選択と自己決定の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

② 日中活動系サービスの充実

日中も安心して生活できる介護サービスや、機能訓練や生活訓練、就労に向けた支援を行うサービスの充実に努めます。

③ 居住系サービスの充実

夜間、休日において地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めます。また、市内においてもグループホームが利用できるよう、居住基盤の整備に努めます。

(2) 地域生活への移行促進

入所・入院している障害者の地域生活への移行を促進します。

① 入所施設から地域生活への移行

入所の継続の必要性がない人について、本人の意向を尊重し、施設や家族と協力しながら、地域生活への移行を積極的に支援します。

② 入院から地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者について、関係機関と連携し、地域住民の理解を深めながら、地域生活への移行を積極的に支援します。

(3) 日常生活の支援

障害のある人がそれぞれの能力および適性に応じ、障害福祉サービス等を利用しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する取り組みを進めます。

① コミュニケーション支援

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣により、聴覚障害者等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

② 日常生活用具の給付・貸与

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

③ 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。個別支援が必要な障害者に対して、適切な支援を行います。

④ 地域活動支援センター等

創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター事業を実施します。

⑤ 日中一時支援

障害者の日中における活動の場を提供し、障害者の家族の就労支援および障害者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

⑥ 手話奉仕員の養成

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

⑦ 自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

⑧ 経済的支援

障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種制度を周知します。また、税の減免制度や JR 等の料金の割引制度、公共施設の利用料や入場料等の割引制度を周知し、活用を促進します。障害福祉サービスの利用者負担については、国、県の動向を見極めながら軽減策を検討します。

(4) サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上を図るために、事業者においてサービス従事者の研修を定期的受講することを推進するとともに、サービス内容や運営面についての良い点や改善点を明確にするため、福祉サービスにおける第三者評価制度の利用を促進します。

(5) 相談支援体制の充実

障害者や家族の相談に総合的に対応し、障害者の地域での生活を支援します。また、相談の質を高め、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に利用できるよう、相談支援体制の充実や関係機関によるネットワークの構築を図るとともに、権利擁護のための援助等を行います。

① 子ども・障がい者相談支援センターの充実

障害者基幹相談支援センターと子育て世代包括支援センターを一体的に運営する子ども・障がい者相談支援センターを設置し、子育ての困りごとや悩み、障害の相談などをワンストップで受ける体制を整えています。

子ども・障がい者相談支援センターを拠点とし、地域のさまざまな関係機関との調整、ネットワークの構築を図ります。

② 地域自立支援協議会の運営

当事者、家族、障害福祉サービス事業所、教育機関、医療機関、ハローワーク、関係団体など、地域の多様な社会資源のネットワークの核となる地域自立支援協議会を定期的開催し、地域における障害のある人の暮らしをさまざまな視点から考えます。

（６）情報提供の充実

障害のある人が必要なサービスを十分に活用できるよう、さまざまな媒体を通じて、障害者に関わる施策や事業、福祉サービス等についてわかりやすい情報提供に努めます。

（７）情報バリアフリー化の推進

障害者の自立、社会参加を支援するとともに、障害の有無に関わらず誰もが情報を入手しやすい環境整備を進めます。

① 情報提供の充実

市ホームページや広報誌について、必要な情報が届きやすくなるよう、より親切的な情報提供に努めます。

② IT講習会への参加促進

県が実施するIT講習会等への参加を促進します。また、「岡山県身体障害者福祉連合会」が実施する各事業について、ニーズに応じて利用を促進します。

③ コミュニケーション支援

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

2. 教育・療育の充実

障害のある子どもに対する早期からの教育・療育は、障害児の持っている可能性を引き出し、成長発達を促すうえで大変重要です。

障害のある乳幼児、児童、生徒の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

また、幼児、児童、生徒一人ひとりに応じた教育支援計画に基づく教育を行うとともに、近年、課題となっている発達障害（自閉症、自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害など）への支援に関するノウハウの蓄積、支援体制の強化についても取り組んでいく必要があります。

さらに、障害者の生涯学習として文化活動、スポーツ、レクリエーション等の余暇活動を充実することは、社会参加を促進するだけでなく機能訓練や心と体の健康維持増進に役立ち、自主性の向上および自己実現の機会の確保という点からも重要です。

（1）療育・就学前教育の充実

障害のある子どもに対する療育体制や相談体制の充実を図り、地域で障害のある子どもや保護者が安心して生活できるようにします。

① 療育体制の充実

乳幼児健康診査等と連動した早期相談指導体制を充実するとともに、医療・保健・福祉・教育の連携を一層深め、情報の共有化により、療育相談・指導の一貫性の確保を図ります。

② 保育の充実

保育士等に対し、障害児保育に関する研修や講習会を受講させるなど、資質の向上を図ります。

③ 適正な就学指導

障害のある幼児、児童の就学に関する悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談の充実を図ります。

（2）学校教育の充実

① 特別支援教育の推進

特別な支援が必要とされる幼児、児童、生徒に対して、そのニーズに応じた適切な指導が行えるように、計画的に特別支援教育を推進します。

② 教職員の指導力・資質の向上

教職員が障害特性等を正しく理解し、障害に応じた適切な指導を行えるよう研修等の充実を図ります。

③ 専門機関など幅広いネットワークの確立

赤磐市特別支援教育連携協議会により、子どものライフステージに応じた適切な相談支援体制を整備します。

④ 学校施設のバリアフリー化

特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して就学できるよう、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。

⑤ 児童・生徒の交流および共同学習の促進

障害の程度に応じて、学級間交流、異校種間交流、地域交流を行い、相互の理解促進を図ります。

（３）障害児福祉の推進

① 相談体制の充実

赤磐市特別支援教育連携協議会や子ども・障がい者相談支援センターの活用により、子どものライフステージに応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。

② 発達障害支援の充実

保健、医療、福祉、教育の連携の中で、相談支援体制の充実を図ることにより切れ目のない支援の提供に努めます。

また、必要に応じた専門的な支援の見立て、情報提供を行うことで、関係機関とのコーディネートを行います。

（４）生涯学習の充実

障害者のニーズに応じた生涯学習の機会を充実するとともに、参加機会の拡大を図ります。

① 生涯学習の充実

障害者の生きがいのある社会生活を促進するために、引き続きさまざまな学習機会を提供します。

② 参加機会の拡大

手話通訳者・要約筆記者派遣制度などの周知に努め、障害者の参加できる場が広がるよう啓発します。

(5) 文化・芸術活動の促進

障害者が取り組みやすい文化・芸術活動を促進するとともに、活動発表の場を充実します。

① 情報提供と積極的な参加促進

優れた文化にふれあう機会や障害者も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。

② 障害者への配慮

各種大会や行事において、手話通訳者や要約筆記者の配置、車いす使用者のスペース確保など、障害者に配慮した運営がされるよう行事主催者等に対する啓発に努めます。

(6) スポーツ・レクリエーション活動の促進

生涯スポーツを推進するとともに、障害者が参加しやすいスポーツやレクリエーション活動を促進します。

①生涯スポーツの推進

障害者に対する生涯スポーツの推進のため、親切な情報提供に努め、自宅にこもりがちな人への積極的な参加を呼びかけます。

②ニュースポーツ・レクリエーション活動の普及

障害者のスポーツ活動の普及に努めるとともに、適度な運動量があり誰にでも気軽に楽しめるニュースポーツやレクリエーション活動の浸透を図ります。

③スポーツ・レクリエーション行事の充実

障害の有無にかかわらず、相互にスポーツ・レクリエーションに取り組むことができるよう、行事主催者などに対する啓発に努めます。

3. 雇用・就労の促進

障害のある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労をして職業的な自立を図ることも非常に重要です。就労は、単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上にも寄与します。

そのため、障害者の雇用の促進については、個々の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図るとともに、福祉事業所での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、支援体制を整備する必要があります。

また、就職した後の継続的な就労支援や離職後の再訓練など、障害者一人ひとりの状況にあわせた支援が行えるよう体制を整えることが大切です。

(1) 雇用・就労の促進

障害者の雇用促進のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害者の雇用について事業主等の理解と関心を深め、あわせて、個々の能力や適性に応じた職場の確保に努めます。

また、福祉事業所利用者の就労移行を支援するとともに、就労した障害者が働き続けることができるよう、職場適応支援の体制づくりや公共機関における雇用拡大についても努めます。

そのほか、一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。加えて、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

(2) 総合的な就労支援施策の推進

県の就労支援施策との連携を図り、就職面接会や職場適応訓練事業の利用を促すとともに、試行雇用（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する情報収集と提供を行い、就労支援のための制度を積極的に活用します。

また、障害者就業・生活支援センターの機能を積極的に活用し、就労後の適切なフォローアップを行うなど、職場適応支援を進めます。

(3) 福祉的就労の支援

一般就労は困難であるが、就労を希望する障害者がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業など、多様な働く場を確保し、充実を図ります。

また、自主製品の販路充実など、生産事業の振興に対して福祉事業所と連携しながら取り組むとともに、市の業務のうち、委託可能なものについては委託を検討します。

福祉事業所から優先的に物品・役務の提供を受けられるよう努めます。

(4) 地域活動支援センターの支援

少人数での就労、地域に密着した運営等、地域活動支援センターの特性が活かせるよう助成制度等支援を行います。

また、地域活動支援センターに通所する障害者に対して、相談支援事業等を実施し、障害者の社会復帰の促進を図ります。また、家族会の育成・支援を行います。

(5) 地域生活支援拠点の整備

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活拠点施設の整備を目指します。

4. 保健・医療の充実

身体障害者の障害の原因として脳血管疾患などの後天的な疾病に起因するものがあることから、疾病を未然に防ぐための健康づくりの推進や健康診査等の早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。また、妊娠・出産については、母子保健事業により低出生体重児および疾病等の発生の予防を図ることが重要です。

障害が認められた場合において、障害のある人が地域で安心して生活を送るために、適切な保健・医療サービスが提供されるとともに、保健、医療、福祉サービスの連携による継続的な地域ケア体制を整備していくことが求められます。リハビリテーションについても、地域において医療機関や福祉事業所が連携をとりながら推進していく必要があります。

精神保健の分野については、対応が遅れていることが指摘されており、適切な医療を確保するとともに、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発や精神障害者が気軽に地域に出でいける社会参加の場の充実、社会復帰に向けた支援策などが重要です。

さらに、社会経済情勢の変化やストレスなどによって、こころの問題を抱えている人が増加しており、「こころの健康づくり」への対応も求められています。

(1) 健康づくりの推進

① 母子保健の充実

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の乳幼児健康診査を実施し、病気や障害の早期発見に努めます。

出生時から幼児までの母子保健施策として、母子手帳交付時の妊娠期からの保健指導を行います。また、早期療育を受けながら子育てができるよう関係機関と連携を図りながら、育児支援を行います。

② 健康相談・健康教育等の実施

脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病による障害を予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導に取り組みます。

③ 健康づくり活動の推進

市民の健康づくり意識の高揚に努めるとともに、赤磐市健康増進計画等に基づき地域や家庭における市民の主体的・自主的な健康づくり活動を推進します。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

① リハビリテーション体制の充実

個々の障害の程度や種類に応じたきめ細かなリハビリテーションの充実に努めます。

② 医療体制の充実

障害を軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、市内医療機関、医師会との連携を強化し、地域医療体制の整備に努めます。また、医療機関などに、外出が困難な障害者や高齢者に対する在宅医療・訪問看護の充実を働きかけます。

(3) 精神保健対策の推進

① 健康知識の普及・啓発

ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発を図ります。

② 相談体制の充実

ストレスの軽減や精神疾患、再発防止のためのサポートができるよう相談体制の充実に取り組みます。

③ 専門医療機関との連携

専門医療機関との連携により、本人や家族が適切な医療につながるよう支援します。

④ 福祉サービスの充実

障害者総合支援法のもと、精神障害者に対しても身近なところでサービスが提供できる体制づくりを進めます。

5. 生活環境の整備

地域で自立して生活したいという障害のある人のニーズに対応し、入所施設や病院からの地域移行を進めるために、地域に障害者の生活の場を確保することが重要です。そのひとつとして、グループホーム等を整備・充実させ、地域での生活を支援していく必要があります。

また、障害者が自宅で不自由なく生活するためには、自宅を利用しやすく改修することも必要です。

さらに、障害者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ることが重要です。

このため、福祉のまちづくりはもとより、個々の障害や生活状況等に応じて安心して移動できる手段を確保できるような体制を整備する必要があります。

(1) 生活の場の充実

① 共同生活援助の充実

障害者が障害の程度や社会適応能力などにより、仲間とともに地域で生活できるよう、グループホームなどの生活の場の充実を図るとともに、グループホーム等を設置する社会福祉法人、NPO法人等を支援します。

② 地域活動支援センターの利用促進

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの利用を促進し、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

(2) 住みやすい住宅の確保

① 住宅入居の支援

個人などの民間賃貸住宅への入居にあたって、保証人がいない等の問題により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談・助言を行い、地域生活を支援します。

② 住宅改修の支援

障害者が障害に応じた居住空間を確保できるよう、個人住宅の改修について住宅改修助成事業の利用を促進します。

(3) 福祉のまちづくりの推進

① 歩道や公園等のバリアフリー化

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、視覚障害者に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障害者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

② 建築物のバリアフリー化

すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、県と連携を図り理解を求めます。

③ 駅および周辺の整備

障害者が公共交通機関を利用しやすくするため、駅やその周辺施設について、交通関係機関と連携して、スロープやエレベーター、多目的トイレ、駐輪場等の整備を働きかけます。

④ 道路上の障害物除去

公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車などは、車いす利用者や視覚障害者等にとって移動の障害となるため、関係機関と連携し除去・撤去指導を行います。

(4) 交通バリアフリーのまちづくり

① 公共交通機関のバリアフリー化

公共交通事業者等に対し、駅へのエレベーターやスロープ、多目的トイレの設置、ノンステップバスやリフト付きバスの導入および視聴覚障害者に配慮した構内放送、電光掲示板などの導入を、障害者や障害者団体とともに求めています。

② 公共交通機関職員への啓発

障害者に対する対応マニュアルの作成など、公共交通機関に携わる運転手などの職員教育の充実について、障害者や障害者団体とともに要請していきます。

（５）移動支援の充実

① 移動支援事業の充実

地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障害者や障害児が円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実に努めます。

② 移動に対する経済的支援

身体障害者・知的障害者の自動車運転免許の取得に要する費用や運転に必要な自動車の改造に要する費用、移動に係る各種助成制度について周知を図り、障害者の社会参加を支援します。

6. 安全・安心の確保

障害のある人は、障害のために災害に対する備えが十分にできない状況があります。

アンケート調査の結果をみると、災害時の避難について、「避難できるかどうかわからない」または「避難できない」と回答した人は、身体障害者 24.1%、知的障害者 28.4%、精神障害者 15.4%となっています。このため、地域住民をはじめさまざまな機関・団体が協働し、障害者を含めた要配慮者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図り、防災ネットワークの確立に努める必要があります。

また、地域で暮らす障害者が犯罪や事故の被害者とならないよう地域の防犯活動を推進するとともに、障害の状況に応じた情報提供を行うなど防犯対策への取り組みが必要です。

さらに、障害者が自らの意思により安心して社会生活を送るためには、障害者の権利を擁護し、権利行使を援助する適切な支援体制が必要です。自らの判断で適切にサービスを選択したり契約をしたりすることができない場合もあり、利用者保護の観点からその権利を保護することが必要です。

(1) 防犯・防災対策の充実

① 防災ネットワークの構築

障害者や高齢者などの要配慮者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織等地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。また、民生委員・児童委員の協力を得ながら、自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望する人のリストを作成し、台帳化するなどして、福祉担当、防災担当、地域で共有しながら災害時に備えます。

② 情報連絡体制の整備

障害者に対する災害などの緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障害者、障害者団体、ボランティア団体等との連携のもと、市防災会議において検討・整備します。

③ 自主防災組織等の育成

災害時には、地域や隣近所の協力助け合いが不可欠であるため、社会福祉協議会、関係機関と連携し、地域住民により組織される自主防災組織や防災ボランティアの育成を図ります。

④ 防災知識の普及

広報やホームページなどを活用し、地域防災拠点や避難所などの基礎的な情報や防災知識の普及・啓発を図るとともに、一般市民に対して障害者への援助に関する知識の普及に努めます。また、市が行う防災訓練への障害者の積極的参加を促すと

ともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。

⑤ 福祉避難所の整備

学校や公民館などの指定避難所は、障害者などが安全に避難できるよう、バリアフリー化を推進します。

また、大きな災害時、避難所生活になじめない要配慮者を対象とした福祉避難所は、精神的・肉体的に安定した避難所生活を送る場所として重要なため、社会福祉施設などとの連携、協力により、指定避難所内での福祉避難所を設置・確保できるよう、医療機関、保健機関と連携し、福祉用具や薬剤などを迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。

⑥ 交通安全対策

障害者が交通事故に遭遇するのを防ぐため、関係機関・団体と協働し、交通安全・事故防止運動を展開します。

(2) 権利擁護対策の充実

① 成年後見制度の利用促進

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の利用促進を図ります。

② 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用促進

判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障害者に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)について、事業の実施主体者である社会福祉協議会と連携し、普及・啓発に努めます。

③ 人権相談事業等の充実

障害者の人権が尊重されるよう、人権擁護委員による相談業務の充実に努めます。また、身体の危惧や財産管理、地域や職場での人間関係など、さまざまな相談に応じる岡山県の「障害者のくらしと権利」相談窓口など、相談事業の周知に努めます。

④ 障害者に対する虐待防止

地域、家庭、施設などで潜在する障害者に対する虐待や差別について、発見時において速やかに対応ができる体制やその防止策を障害福祉サービス事業所や関係機関と連携して検討します。

⑤ 障害を理由とする差別の解消

すべての市民が、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるよう、障害のある人に対する社会的障壁の除去と合理的配慮の提供に向けた普及・啓発活動に努めます。

【障害者差別解消法とは】

- ・ 障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定されました。（2013（平成 25）年6月成立、2016（平成 28）年4月1日施行）
- ・ 差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等と民間事業者に不当な差別的取扱いの禁止を義務付け、さらに、国・地方公共団体等に合理的配慮（障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮）の提供を義務付けています。

7. 地域での支え合いの推進

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、障害の有無に関わらず共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

そのためには、まず障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者に対する市民の正しい理解を促進するため、市民に対する啓発活動や交流機会の充実を図る必要があります。

また、幼少期から正しい理解と認識を身につけるために、学校教育における福祉教育を充実し、児童、生徒同士の交流教育などを進めることで、障害者に対する理解を育んでいく必要があります。

近年、福祉ニーズは多様化しており、行政の手が届きにくい福祉ニーズについては、地域住民相互の助け合いやボランティア活動を活性化することで、必要なサービスを提供できるしくみづくりが求められています。地域全体の福祉意識を高めるとともに、自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、民生委員・児童委員など地域のさまざまな主体と行政、事業所、関係機関等が相互に連携し、地域での支え合いの取組を進める必要があります。

(1) 広報・啓発の推進

① 広報紙やホームページによる広報・啓発

市広報紙やホームページ、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。
また、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発を行います。

② 講演会や講座の開催

身体障害、知的障害、精神障害等の各障害について、市民の一層の理解を深めるため、関係機関や団体と連携した講演会や講座などを開催します。

③ 地域における啓発活動

民生委員・児童委員をはじめとし、地域の各種団体の障害者に対する正しい理解や認識をさらに深めるため、地域において障害者福祉に関する広報・啓発・研修を実施します。

(2) 交流・ふれあいの推進

① 交流事業の充実

障害者と地域が交流し合える各種交流事業の内容を充実するとともに、参加者の拡大を図ります。

② 地域の祭りやイベントへの参加促進

地域の祭りや運動会などの地域行事に障害者が参加しやすくなるよう、主催者への啓発を進めます。

③ 作品展等の開催

障害者作品展などを開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、できるだけ多くの市民に観てもらえるような内容の充実を図ります。

④ 情報提供の充実

市や障害者団体の実施する行事や障害者自身のさまざまな活動について、市民へ向けて積極的に情報提供します。

⑤ 市職員の参加促進

障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などに市の職員が積極的に参加します。

(3) 福祉教育の推進**① 学校教育における福祉教育の推進**

小学校、中学校において福祉教育を推進します。また、教職員に対する研修をさらに充実させ、障害児教育への理解も深めます。

② 生涯学習における福祉教育の推進

福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で市民を対象とした事業を展開し、広く市民を含めた福祉教育を推進します。

③ 地域における福祉教育の推進

各地域の創意工夫のもとに、福祉教育が展開されるよう地域における福祉教育の推進を働きかけます。

④ 市職員の資質向上

市職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の実践的な資質向上を図ります。

(4) ボランティア活動等の推進**① ボランティアの育成・強化**

障害のある人の多様なニーズに対応できるように、社会福祉協議会を中心としたボランティア団体および個人ボランティアの育成に努めるとともに、福祉を学んでいる大学生や、高校生などによる幅広いボランティア活動など、ボランティアの機能の拡大・強化について積極的に支援します。

② 市民理解・参加の促進


ボランティア活動に対する市民の理解を深めるため、広報紙、ホームページなどにより啓発活動を推進します。また、ボランティアに関する情報を幅広く提供し、市民の参加を促します。

③ 障害者自身のボランティア参加

障害者自身によるボランティアや、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取組を働きかけます。



**第5章 第五期障害福祉計画・
第一期障害児福祉計画の推進**



第5章 第五期障害福祉計画・ 第一期障害児福祉計画の推進

1. 第四期計画の実績評価

(1) 数値目標と実績

第四期障害福祉計画において設定した目標値と実績値は次のとおりです。

①施設入所者の地域生活移行

項目		数値	考え方
基準	2013 (H25) 年度末時点の入所者数 (A)	56 人	2013 (H25) 年度末時点の入所者数
	目標年度入所者数 (B)	53 人	2017 (H29) 年度末時点の利用見込
	削減見込 (A - B)	3 人 (5.4%)	差引減少見込み数 (4%削減することを基本)
目標値	地域生活移行者数	16 人 (28.6%)	施設入所からGH(グループホーム)等へ移行した者の数(2013(H25)年度末時点の入所者数の12%以上が2017(H29)年度末までに地域生活へ移行することを基本)
	目標年度入所者数 (C)	55 人 (▲3.8%)	2016 (H28) 年度末時点の利用人員
	削減見込 (A - C)	1 人 (1.8%)	差引減少人数
実績値	地域生活移行者数	6 人 (10.7%)	施設入所からGH(グループホーム)等へ移行した人の数

②福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
2012 (H24) 年度の一般就労移行者数	0 人	2012 (H24) 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	2 人 (一 倍)	2017 (H29) 年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人の見込み数
【実績値】 目標年度の一般就労移行者数	0 人 (一 倍)	2016 (H28) 年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人数

③就労移行支援事業の利用者数

項目		数値	考え方
基準	2013 (H25) 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4 人	2013 (H25) 年度末において就労移行支援事業を利用した人数
	就労移行支援事業所数	0 事業所	赤磐市内における就労移行支援事業所数
目標値	目標年度の就労移行支援事業の利用者数	7 人 (1.75 割増)	2017 (H29) 年度末時点の利用見込
	目標年度の就労移行支援事業所数 (就労移行率 3 割以上)	0 事業所 (-%)	2017 (H29) 年度末時点の該当事業所見込
実績値	目標年度の就労移行支援事業の利用者数	7 人 (1.75 割増)	2016 (H28) 年度末時点の利用者数
	目標年度の就労移行支援事業所数 (就労移行率 3 割以上)	0 事業所 (-%)	2016 (H28) 年度末時点の該当事業所数

(2) 障害福祉サービスの提供

第四期障害福祉計画において設定した障害福祉サービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

就労移行支援、就労継続支援 (A型)、共同生活援助 (グループホーム)、児童発達支援、放課後等デイサービスの実績は見込値を上回っています。

単位：人/月

訪問系サービス	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
居宅介護	55	48	60	55	65	48
重度訪問介護	2	1	3	1	4	1
同行援護	2	0	3	1	4	1
行動援護	2	3	3	3	4	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

単位：人／月

日中活動系サービス	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
生活介護	116	115	126	119	136	115
自立訓練（機能訓練）	1	0	1	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	6	1	6	3	6	3
就労移行支援	5	5	6	7	7	11
就労継続支援（A型）	62	81	62	92	62	96
就労継続支援（B型）	68	62	68	55	68	63
療養介護	10	10	10	10	10	10
短期入所（福祉型）	12	8	12	8	12	6
短期入所（医療型）		0		6		5

単位：人／月

居住系サービス	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
共同生活援助(グループホーム)	26	26	27	31	28	34
施設入所支援	55	54	54	53	53	53

単位：人／月

相談支援	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
計画相談支援	94	37	103	57	110	62
地域移行支援	3	0	3	0	3	0
地域定着支援	10	1	10	2	10	0

単位：人／月

障害児通所支援	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
児童発達支援	47	64	52	87	57	87
放課後等デイサービス	48	49	53	74	58	92
保育所等訪問支援	2	0	3	0	4	0

単位：人／月

障害児相談支援	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
障害児相談支援	4	14	8	30	10	6

(3) 地域生活支援事業の実施

第四期障害福祉計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

地域生活支援事業	単位	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
理解促進研修・啓発事業	—	実施		実施		実施	
自発的活動支援事業	—	実施		実施		実施	
障害者相談支援事業	か所	2	1	2	1	2	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	—	実施		実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	件/年	2	4	3	3	3	1
手話通訳者派遣事業	人/年	12	19	12	18	12	41
要約筆記者派遣事業	人/年	10	15	10	9	10	10
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	4	6	4	6	4	3
自立生活支援用具	件/年	5	8	5	6	5	8
在宅療養等支援用具	件/年	6	4	6	11	6	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	13	10	14	10	5
排泄管理支援用具	件/年	850	988	860	941	870	966
居宅生活動作補助用具	件/年	3	6	3	2	3	0
奉仕員養成研修修了生	人/年	13	6	14	9	15	12
移動支援事業	人/月	23	22	24	40	25	24
地域活動支援センター機能強化事業							
市内	か所	2	2	2	2	2	1
	人/月	24	21	25	21	25	9
市外	か所	4	5	5	6	5	3
	人/月	6	7	7	8	8	4
日中一時支援事業	人/月	26	23	26	13	27	13
福祉ホーム	人/月	1	0	1	0	1	0
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	7	9	7	9	7	8

2. 2020（平成 32）年度の成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

2016（平成 28）年度末時点の入所者数 53 人のうち 13 人が 2020（平成 32）年度末までに地域生活へ移行する一方で、施設入所が必要な待機者などが入所することにより、2人の削減を目標とします。

項目		数値	考え方
基準	2016（H28）年度末時点の入所者数（A）	53 人	2016（H28）年度末時点の入所者数
目標値	目標年度入所者数（B）	51 人	2020（H32）年度末時点の利用見込
	削減見込（A－B）	2 人 (3.8%)	差引減少見込み数 (2%削減することを基本)
	地域生活移行者数	13 人 (24.5%)	施設入所から GH(グループホーム)等へ移行した者の数(2016(H28)年度末時点の入所者数の9%以上が2020(H32)年度末までに地域生活へ移行することを基本)

【国の指針】

- ・2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本
- ・2020（平成 32）年度末の施設入所者数を2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場	1 か所	自立支援協議会と連携しながら検討

【国の指針】

- ・2020（平成 32）年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。）

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針で示された地域生活支援拠点のイメージを基に、入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者が介護者の入院などにより緊急的に短期入所ができる機能を持つ、地域生活を支援する拠点等の整備について検討します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	自立支援協議会と連携しながら検討

【国の指針】

- ・2020（平成32）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者（福祉的就労）の中で、2016（平成28）年度に一般就労により退所した人はいませんでした。2020（平成32）年度中に一般就労に移行する人数の目標を5人とします。

2016（平成28）年度末の就労移行支援事業の利用者数は7人です。2020（平成32）年度末において就労移行支援事業を利用する人数の目標を8人、事業所ごとの就労移行率を5割とします。

	項目	数値	考え方
基準	2016（H28）年度の一般就労移行者数	0人	2016（H28）年度において一般就労へ移行した人数
	2016（H28）年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人	2016（H28）年度末において就労移行支援事業を利用した人数
目標値	2020（H32）年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数	5人	2016（H28）年度の一般就労移行者数を5割以上増加
	2020（H32）年度末時点の就労移行支援事業利用者数	8人	2016（H28）年度末時点の就労移行支援事業利用者数を2割以上増加
	2020（H32）年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	5割	2020（H32）年度末における就労移行率3割以上の事業所数の割合を5割以上
	2020（H32）年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上

【国の指針】

- ・ 2020（平成32）年度中に一般就労移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上
- ・ 2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末における利用者数の2割以上増加
- ・ 2020（平成32）年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ・ 各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を8割以上

（５）障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

また、医療的ケア児の増加に伴い、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数値	考え方
2020（H32）年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	2020（H32）年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
2020（H32）年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	2か所	2020（H32）年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置
2020（H32）年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所	1か所	2020（H32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置
2018（H30）年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	1か所	2018（H30）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 自立支援協議会と連携しながら検討

【国の指針】

- ・ 2020（平成 32）年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
- ・ 2020（平成 32）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 2020（平成 32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- ・ 2018（平成 30）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

3. 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

[居宅介護]

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[重度訪問介護]

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

[同行援護]

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

[行動援護]

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

[重度障害者等包括支援]

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス名	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
居宅介護	実利用者数 (人/月)	46	44	42
	延利用量 (時間/月)	687.8	613.0	538.0
重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	延利用量 (時間/月)	235.0	235.0	235.0
同行援護	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	延利用量 (時間/月)	14.0	14.0	14.0
行動援護	実利用者数 (人/月)	3	3	3
	延利用量 (時間/月)	93.0	93.0	93.0
重度障害者等包括支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	延利用量 (時間/月)	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの提供に向けて、指定障害福祉サービスの事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・障害者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

〔生活介護〕

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

〔自立訓練（機能訓練／生活訓練）〕

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔就労移行支援〕

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔就労継続支援（A型（雇用型）／B型（非雇用型））〕

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔就労定着支援〕

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じたときに、生活面の課題を把握するとともに、企業や関連機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

〔療養介護〕

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

〔短期入所（福祉型／医療型）〕

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

なお、障害支援区分が区分1以上である障害者などに対して障害者支援施設等において実施するものを福祉型、重症心身障害者（児）などに対して病院、診療所、介護老人保護施設において実施するものを医療型と呼びます。

サービス名	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	128	132	137
	延利用量 (日/月)	2,529	2,608	2,707
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	延利用量 (日/月)	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 (人/月)	4	5	6
	延利用量 (日/月)	73	92	109
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	8	8	8
	延利用量 (日/月)	99	99	99
就労継続支援（A型）	実利用者数 (人/月)	122	140	161
	延利用量 (日/月)	2,095	2,236	2,377
就労継続支援（B型）	実利用者数 (人/月)	80	83	86
	延利用量 (日/月)	1,331	1,381	1,431
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	5	5	5
	延利用量 (日/月)	5	5	5
療養介護	実利用者数 (人/月)	10	10	10
短期入所（福祉型）	実利用者数 (人/月)	10	11	12
	延利用量 (日/月)	36	40	44
短期入所（医療型）	実利用者数 (人/月)	11	15	19
	延利用量 (日/月)	35	48	60

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・障害者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ・職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域の方々への障害や障害者に対する理解の啓発、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所同士の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制の強化に努めます。

(3) 居住系サービス

[自立生活援助]

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

また、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

[共同生活援助（グループホーム）]

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

[施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）]

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	2	2	2
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数 (人/月)	36	39	42
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	52	51	51

【見込量確保のための方策】

- ・グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけるとともに、市有財産等の既存施設の有効活用も検討しながら当該施設の確保に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ・障害者の地域生活への移行について地域住民の理解を深め、周知を図ります。

(4) 相談支援

[計画相談支援]

障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

[地域移行支援]

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

[地域定着支援]

地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

サービス名	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	65	70	75
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	3	3	3
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	2	1	1

【見込量確保のための方策】

・関係機関との連携を図り、対象者の積極的なサービス利用の促進に努めます。

(5) 児童福祉法による障害福祉サービス

[児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

[居宅訪問型児童発達支援]

外出することが著しく困難な障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

[医療型児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練のほか、治療を行います。

[放課後等デイサービス]

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

[保育所等訪問支援]

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

[障害児相談支援]

障害児が障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

[医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数]

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

サービス名	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	120	135	150
	延利用量 (日/月)	538	605	673
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	2	3	4
	延利用量 (日/月)	10	15	20
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	1	2	3
	延利用量 (日/月)	10	20	30
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	90	103	116
	延利用量 (日/月)	904	1,012	1,140
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	5	10	15
	延利用量 (日/月)	5	10	15
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	40	46	52
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	配置数 (人/月)	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- ・身近な地域で関係機関との連携を図り、支援を必要とする対象者の積極的なサービス利用の促進に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、障害児福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・早期療養の場の確保として、児童発達支援センターの整備を目指します。
- ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備を目指します。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。
- ・障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を図ります。

4. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人および障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、福祉の増進を図ることを目的としています。

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人などが日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者などの理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。

		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

[障害者相談支援事業]

障害のある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報および助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす場として地域自立支援協議会を設置します。地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議するなど、地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援体制の構築を図ります。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

[住宅入居等支援事業（居住サポート事業）]

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を行います。

		2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有	有	有

（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障害者の権利擁護を図ります。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	4	4	4

（５）意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行うサービスです。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数 (人/年)	30	35	40
要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人/年)	10	10	10

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
介護訓練支援用具	給付件数 (件/年)	6	6	6
自立生活支援用具	給付件数 (件/年)	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数 (件/年)	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件/年)	13	13	13
排泄管理支援用具	給付件数 (件/年)	940	940	940
居宅生活動作補助用具	給付件数 (件/年)	4	4	4

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修をします。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	7	7	7

(8) 移動支援事業

社会生活上必要な外出および余暇活動などの社会参加のために外出することに伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障害のある人の自立生活および社会参加を促進していきます。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
利用者数（月）	人/月	45	50	55
延利用時間	時間/月	2,720	3,020	3,354

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。

- ① I 型：専門職員を配置し、医療・福祉および地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。

②Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

③Ⅲ型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

		単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
市内	実施数	か所	1	1	1
	実利用者数	人/月	10	10	10
市外	実施数	か所	5	5	5
	実利用者数	人/月	5	5	5

任意事業

(1) 日中一時支援事業

市内に住所を有する在宅の障害者であって、原則として日中において監護する人がいないことにより一時的に見守り支援が必要と認める者に対し、日中一時預かりに係る費用の一部を助成します。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
日中一時支援事業	人/月	33	33	33

(2) 社会参加促進事業

[自動車運転免許取得・改造助成事業]

自動車運転免許取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
助成件数	件/年	10	10	10

【見込量確保のための方策】

- ・相談支援事業は、委託相談支援事業所で行い、障害者の相談窓口として三障害すべてに対応します。
- ・コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣）は、関係団体と協力して行います。
- ・移動支援事業および日中一時支援事業は、市内、市外の指定事業所で対応し、見込み量を確保します。
- ・その他の地域生活支援事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。



第6章 計画の推進と評価



第6章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係機関との連携

障害のある人に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたります。そのため社会福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障害者や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「地域自立支援協議会」により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

2. 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方針

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障害福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価および改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、「地域自立支援協議会」などを活用することにより、関係者の意見を聴くなかで検討を行っていきます。

(2) 点検・評価の方法

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、必要に応じて「地域自立支援協議会」において計画の進捗状況の報告および評価を行い、評価結果は広く市民に公表することで、進行管理の透明性を図ります。



資料編



資料編

1. 赤磐市障害福祉計画策定委員会規則

平成17年3月7日

規則第109号

(設置)

第1条 赤磐市障害福祉計画の策定について必要な事項を検討するため、赤磐市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の見直しに関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、市職員及び学識経験者、保健医療関係者、障害者福祉の関係者等の中から市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総轄し、副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則


この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附則（平成18年2月20日規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2. 赤磐市障害福祉計画策定委員会委員名簿

	所属団体等	氏名	備考	
1	保健医療関係者	イノウエ ヨシロウ 井上 慶郎	赤磐医師会	副委員長
2	学識経験者	オダギリ サナエ 小田桐 早苗	川崎医療福祉大学	
3	福祉及び公益を代表する者	ヤブキ イチロウ 矢吹 一郎	赤磐市民生委員児童委員 協議会	
4	福祉及び公益を代表する者	ニシダ ノリコ 西田 典子	赤磐市障害者自立支援 協議会	委員長
5	学校・行政機関等関係者	ヤスハラ ヒロコ 安原 弘子	岡山県立東備支援学校 校長	
6	学校・行政機関等関係者	ナカノ ヒトシ 中野 仁志	和気公共職業安定所 所長	
7	関係団体を代表する者	イワモト ミネコ 岩本 峯子	赤磐市手をつなぐ親の会 会長	
8	関係団体を代表する者	ヤマベ ヒロミチ 山部 博通	赤磐市身体障害者福祉 連合会 会長	
9	関係団体を代表する者	クヤマ ヨシノリ 久山 義訓	わかたけ会（精神障害者 家族会） 会長	
10	市民（公募）	ヒサナガ イクエ 久永 育恵		



赤磐市 第三期障害者計画・
第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画

発行日：2018（平成30）年3月

発行：岡山県赤磐市

編集：保健福祉部社会福祉課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

TEL：086-955-1115 FAX：086-955-1118

